

国立大学法人大分大学医学部附属病院長の選考等に関する規程

平成29年5月8日制定

平成29年規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学医学部等役職者選考規程（平成16年規程第42号）第4条第3項の規定により、大分大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 病院長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。
- (4) 病院長が解任されたとき。

2 前項第1号に該当することにより病院長の選考を行う場合は、原則として任期満了日の1ヶ月前までに当該選考が終了するよう病院長候補者の選考に係る日程を決定の上、公示するものとする。

3 第1項第2号から第4号のいずれかに該当することにより病院長の選考を行う場合は、速やかに当該選考に係る日程を決定の上、公示するものとする。

(選考の基準)

第3条 病院長候補者となることができる者は、医師免許を有し、かつ、国立大学法人大分大学の教授（教授予定者を含む。）であって、次の各号に掲げる資質及び能力を持つものとする。

- (1) 人格が高潔で、学識に優れ、人望があり、かつ、医学部附属病院（以下「本院」という。）の現状を理解した上で将来の在り方に明確な理念を持ち、リーダーシップを発揮できる者
- (2) 医療人教育機関である本院の責任を自覚し、優れた教育者として卒前教育、卒後研修及びその後の医療人養成に貢献できる者
- (3) 高度な医療を実践する本院の責任を自覚し、最先端の医療の提供を推進できる者
- (4) 患者の安全を第一として、医療安全の確保を担保する知識、経験及び能力を有する者
- (5) 科学としての医学の重要性を理解し、医学研究機関である本院の医学研究の発展に貢献できる者
- (6) 大分県の中核病院である本院のリーダーとして地域医療の現状を深く理解し、その維持及び発展に貢献できる者
- (7) 病院の運営に関する経験を有し、病院経営を担う能力を有する者

2 国立大学法人大分大学医学部附属病院長選考会議（以下「病院長選考会議」という。）は、前項及び病院長選考会議が別に定める基準により、病院長候補者を選考する。

3 病院長選考会議は、前項の基準を公示するものとする。

(病院長候補者の推薦)

第4条 病院長選考会議は、病院長候補者を選考するため、次の各号に掲げる者に推薦を求める。

- (1) 医学部教授会の構成員
- (2) 医学部附属病院運営委員会の委員
- (3) 病院長選考会議の委員

2 前項の推薦は、様式第1号の病院長候補者推薦書により行うものとする。この場合において推薦を行う者は、あらかじめ病院長候補者の同意を得なければならない。

3 第1項第1号及び第2号に規定する者による推薦は、当該構成員又は当該委員の20人以内の連署により行う。この場合において、1人が複数人を推薦することはできない。

4 第1項第3号に規定する者は、単独で病院長候補者を推薦することができる。

(所信表明書等)

第5条 病院長選考会議は、前条により推薦された病院長候補者（以下「選考候補者」という。）に対し、略歴調書（様式第2号）及び所信表明書（様式第3号）の提出を求める。

2 選考候補者は、前項の求めがあった場合は、速やかに略歴調書及び所信表明書を病院長選考会議に提出しなければならない。

(選考候補者の公示)

第6条 病院長選考会議は、前二条により提出のあった病院長候補者推薦書、略歴調書及び所信表明書を公示するものとする。

(書類選考)

第7条 病院長選考会議は、選考候補者が3人を超えた場合は、病院長候補者推薦書、略歴調書及び所信表明書（以下「選考資料」という。）に基づいて書類選考を実施の上、3人以内の選考候補者を決定する。

2 前項の規定による選考候補者の選考の結果は、公示するものとする。

(面接等による選考)

第8条 病院長選考会議は、選考候補者によるプレゼンテーション及び選考候補者への面接を実施し、その結果及び選考資料に基づき、1人の病院長候補者を選考する。

2 前項の病院長候補者の選考は、合議により行う。ただし、合議により病院長候補者を決定できなかつたときは、病院長選考会議の委員による単記無記名投票を行い、有効投票の3分の2以上を得た者を病院長候補者として決定する。

3 前項ただし書の投票において、有効投票の3分の2以上を得た者がいないときは、得票多数の者上位2人について、再度、単記無記名投票を行い、有効投票の過半数を得た者を病院長候補者として決定する。

(病院長候補者選考結果の報告)

第9条 病院長選考会議が病院長候補者を選考したときは、遅滞なく学長に報告しなければならない。

(任命及び公表)

第10条 学長は、この規程による病院長選考会議の選考結果に基づき、病院長を任命するものとする。

2 学長は、病院長を任命したときは、その選考の結果、選考の理由及び選考の過程について、様式第4号により公表する。

(任期)

第11条 病院長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 定年退職日が前項の規定による任期の満了する日前である病院長の任期は、当該定年退職日までとする。

(評価)

第12条 学長は、病院長の業務執行の状況について把握するよう努め、評価について病院長選考会議に審議を求めるものとする。

2 病院長は、その業務執行の状況を病院長選考会議に報告するものとする。

3 学長は、前二項の報告等に基づき、毎年度病院長を評価するものとする。

4 病院長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(解任)

第13条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、病院長選考会議に審議を求め、その議に基づき、病院長を解任することができる。

- (1) 病院長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
 - (2) 病院長に重大な職務上の義務違反があると認めるとき。
 - (3) 前条第3項の規定による評価において、引き続き病院長として業務を執行することが適当でないと認めるとき。
- 2 病院長の解任に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、病院長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月8日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

病院長選考会議議長 殿

推薦代表者
病院長選考会議の委員

(自 署) ㊞

病院長候補者の推薦について

国立大学法人大分大学医学部附属病院長の選考に関する規程（平成29年規程第47号）第4条の規定により、下記の者を別添病院長候補者推薦書のとおり推薦します。

記

病院長候補者（自署） ㊞

病院長候補者推薦書

(ふりがな) 氏名 (年齢)	(歳)
現 職 (又は最終職名)	
推薦理由	

(推薦候補者氏名) 推薦人名簿

様式第2号(第5条関係)

略歴調書

年月日

(ふりがな) 氏名		生年月日	年月日生(歳)
最終学歴			
専門分野			
学位称号			
学歴			
年月	事項		
職歴			
年月	事項		
所属学会			
学会及び社会における活動			
免許・資格等			
賞罰			
その他参考となる事項			

(教育に関する業績)

(診療に関する業績 (医療安全に関するものを含む))

(研究に関する業績)

(地域医療への貢献に関する業績)

(病院経営・管理運営に関する業績)

(その他 (国際交流等) の業績)

所 信 表 明 書

氏 名

(教育に関すること)

(病院運営に関すること（医療安全を含む）)

(研究に関すること)

(地域医療に関すること)

(その他（国際交流等に関すること）)

様式第4号（第10条関係）

国立大学法人大分大学次期医学部附属病院長の決定について

国立大学法人大分大学医学部附属病院長の選考に関する規程（平成29年規程第47号）第8条の規定により次期医学部附属病院長を決定したので、同規程第10条第2項の規定により、下記のとおり公表します。

年　　月　　日

国立大学法人大分大学長

記

1 氏　　名

2 任　　期　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

3 選考の理由

4 選考の過程